

福祉教育常任委員会

平成21年12月11日(金曜日)午前9時56分開会

出席委員(8名)

委員長	山本 是るひ 君	副委員長	岡本 真芳 君
委員	松田 寛人 君	委員	眞壁 俊郎 君
委員	齋藤 寿一 君	委員	人見 菊一 君
委員	東泉 富士夫 君	委員	菊地 弘明 君

欠席委員(なし)

紹介議員(なし)

説明のための出席者

保健福祉部長	平山 照夫 君	参事兼福祉事務所長	荒川 正君
社会福祉課長	成瀬 充君	社会福祉課長補佐	会田 裕司君
子ども課長	萩原 伯巳 君	高齢福祉課長	鮎瀬 正君
高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長	柳崎 修造 君	保健課長	齋藤 正幸 君
保健課長補佐兼国民健康保険係長	橋本 悟 君	黒磯保健センター所長	菊地 彰 君
教育部長	松本 睦男 君	教育総務課長	松本 譲 君
教育総務課長補佐	熊田 一雄 君	教育総務係長	秋元 孝夫 君
参事兼学校教育課長	稲澤 勝世 君	学校教育課長補佐兼学校支援係長	菊地 富士夫 君
児童生徒サポートセンター所長	高久 博行 君	生涯学習課長	石井 博 君
生涯学習課長補佐兼生涯学習係長	阿見 豊 君	黒磯公民館長	本澤 文雄 君
スポーツ振興課長	鮎ヶ瀬 和雄 君		

出席議会事務局職員

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔保健福祉部〕

- ・保健福祉部長あいさつ

〔社会福祉課〕

- ・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔子ども課〕

- ・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔高齢福祉課〕

- ・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
- ・議案第77号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第2号)

〔保健課〕

- ・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
- ・議案第74号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第75号 平成21年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第76号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第85号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

〔教育委員会事務局教育部〕

- ・教育部長あいさつ

〔教育総務課〕

- ・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
- ・陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し同小学校の存続を求める陳情

〔学校教育課〕

- ・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔生涯学習課〕

- ・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔スポーツ振興課〕

- ・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

4. その他

5. 閉 会

開会 午前 9時56分

開会及び開議の宣告

山本委員長 常任委員会ということで、皆様出席ありがとうございます。朝から雨で少し肌涼しい気持ちなんです、案件は余り多くはございませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、審査の日程はお手元に配付の次第のとおりといたします。

それでは、ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

座らせていただきます。

今定例会で当常任委員会に付託されました案件は、条例案件1件、一般会計及び特別会計の補正予算案5件、陳情1件の計5件となっております。

各委員には、慎重な上にも自由闊達な審査をお願いいたしまして、そして、円滑な進行にご協力をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

保健福祉部の審査 午前 9時58分

山本委員長 それでは、これより保健福祉部の審査を始めたいと思います。

審査に先立ちまして、平山保健福祉部長からごあいさつをいただきます。

部長。

平山保健福祉部長 (挨拶。)

山本委員長 ありがとうございます。

議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、最初に社会福祉課関連の審査を行います。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

成瀬社会福祉課長 (議案第73号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました。

それでは、委員の皆様、質疑、ご意見等ございますでしょうか。

東泉委員。

東泉委員 この8ページの障害福祉事務推進費ということで、福祉タクシーの利用代、これは人数がふえているんですね。600万の不足を生じたということなんです、これは人数的には何人ぐらいになりますか。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 現在1,179人の障害者の方に支給をしております。

山本委員長 東泉委員。

東泉委員 この600万円という人数にして、3万4,000円あるんですけども、800円が1人、3万4,800円という、人数的にこれ何人ぐらいになりますか。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 単純に600万を3万4,800円で割りますと172人ということであり、基本的に申請があった月からという形なものですから、例えば現在申請があれば12月分からということで、先ほどの3万4,800円というのはあくまでも4月からの分ということでご理解いただけたらと思います。

山本委員長 東泉委員。

東泉委員 これは人数がかなり多いわけなんです

けれども、当初予算では予測というのはなかなか難しいものなんでしょうか。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 例年決算ベースでやっているわけでありましてけれども、先ほど1,179人ということでしたけれども、人数的には年々増加傾向にはあります。ただ、給付したものを全部使うかということなかなか使わない方もいらっしゃるわけなんです、現実的には。ですから、単純に3万4,000円で、先ほど言いました1,179といたしますと、全部使ってしまうと4,000万からあるわけなんですけれども、実際的に2,600万程度ということ、なかなか見込みが立てづらいということも現実的にはあります。

東泉委員 了解です。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 そのページの8ページの障害者福祉サービス費の中で、自立支援法の変更によって平均9.7%ぐらいふえたということなんです、介護の給付については金額幾らですか。介護給付、この内訳、もし金額。

山本委員長 課長、お願いいたします。

成瀬社会福祉課長 福祉サービスが20近くありますので、それごとに……。

眞壁委員 ……があれば、簡単に。

成瀬社会福祉課長 それでは、単価の改正の上があった分ということによろしいですか。

眞壁委員 全体的な、もし資料があれば後でいただければいいと思うんですけども。

成瀬社会福祉課長 先ほど言いましたもので、特に人数と介護というのは、生活介護というサービスがあるわけですけども、これが月平均で579人の増加、単価の伸びで19.3%になります。それ

と児童デイ・サービス事業、これにつきまして月平均で117人の増、単価で32.9%の増と、それと施設入所支援で455人、単価で61%の増、それと就労移行支援で214人の増、単価で11.7%、就労継続B型、人数で390人の増、単価で11%の増、これが主な増のものでございます。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見ございますか。

人見委員。

人見委員 簡単に、最後に説明した部長のほうからの話が出た生活保護費関係、年度当初からすると合計で69ですか、64世帯か、ふえたということ、経済情勢の状況ということだと思うんですが、たまたま我々その生活保護世帯に対しての中傷的な話をちょっと耳にすることがあるんですが、この調査関係等については厳正にやっているんだというふうに理解はしているんですが、その内容等についてちょっとお聞きしたいんですが。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 まず、生活保護法の申請の前に必ず相談をとというのが、まずあります。相談でまずうちのほうで申し上げますのは、いわゆる生活保護というのは最後の手段ということで、活用できる資産とか扶養義務者がいる場合には、そちらの方の援助をもらってくださいということで、まずお話を申し上げます。それと、今現金なくとも例えば預貯金があるかというようなケースもありますので、そういったものをすべて活用して、どうしても援助がもらえない、もう手持ち現金も預貯金もないという場合に初めて申請を受理します。

申請を受けましたら、うちのほうで戸籍等の調査をいたしまして、扶養義務、これは親、兄弟、子ども、これに対しまして扶養義務の調査ということで、こういう方から申請が出たんだけど、

金銭的な援助もしくは物品的な援助ができないかということで扶養義務調査をいたします。それとあわせて、想定される金融機関、当然市内はもちろんですけれども、以前にいた、例えば東京の何々区といえ、そこの銀行の支店等にも銀行等に預貯金があるかないかの調査等もいたします。あわせて生命保険等があれば、まずそれは解約して使ってください。車を持っていれば車は原則使用できないので処分してくださいと、そういったことで基本的にいろいろな扶養義務、資産の活用等ができないというふうなものが私どもで調査の結果出た場合に、初めて所内で検討会を開きまして、それで保護の適用をすることはもうしようがないということで、最終的には決定を図るというような流れになってまいります。

山本委員長 人見委員。

人見委員 今、課長のほうから説明されたことで十分理解はしているんですが、それら等を何とかクリアしちゃってもらっているという人が現実としてあるというのが見える、自分自身も確認をしてみたんですが、どうも不正じゃないのかなという感じは持ったんだが、今の説明を厳正に今後も続けてやってもらいたいという強く要望すると同時に、再度支給した中でも確認事項というのもやっているんだと思うんですが、そこら辺のことについてもう少し。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 今の確認、当然その後にお金が入ったりというケースが十分にありますので、そういった確認も当然いたしております。あわせて高齢者になりますと、年金の遡及支給というのが現実的に出てくるケースがございます。これらにつきましても、そういったことがあると困りますので、社会保険庁のほうに照会をかけて、それで遡及支給というものがあつた場合にはさかのぼ

って保護費の返還ということで、今まで払った分を市のほうに返していただくというような措置もとっておるといことで、1回保護法を決定したから、その後何もしないということではなくて定期的な調査というのは実施をしております。

人見委員 はい、いいです。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見ございますでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 今のところで確認なんですけれども、生活保護世帯の年齢というか、その辺も把握していれば。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 年齢というものは特に把握というものはしておりませんで、生活保護関係では世帯の類型というものがございます。類型につきましては高齢者世帯、それと障害者世帯、それと傷病の世帯、それと母子世帯、それとその他の世帯ということで大きく5つに分かれております。

それで、先ほど510世帯と申しましたけれども、その内訳といたしましては、高齢者の世帯が239、母子世帯が19、障害者世帯が59、傷病世帯が143、その他の世帯が50と、その他の世帯というのは、いわゆる先ほど申し上げました4つに当てはまらない、いわゆる派遣切りに遭ったとか、急遽仕事がなくなったのというものはその他の世帯というような位置づけになります。

以上でございます。

山本委員長 よろしいですか。

眞壁委員。

眞壁委員 その他の世帯50世帯ですね。不正があるというような形になると、この世帯、ちょっといろいろほかにもそうなのかもしれないんですが、ちょっと調査の関係で先ほど人見委員からもあつたように、しっかりやっているということで、公

正さというのは十分にわかるんですが、逆に今度は今、派遣切りなんかあったときにかなり今、厳しい状況になっていますよね、基本的には。そういう部分を当てはまらないというような形の中で切っているという話も逆に聞いている部分もあるんで、ちょっとその辺の調査の関係、もう一度ちょっとお伺いしていいですか。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 基本的には60歳を一つの目安として、60歳未満の場合には十分働けるであろうということで、当座派遣切り等で仕事がない場合には求職活動を必ずしてくださいということで、ハローワーク等に出向いたり広告、チラシ等での求職活動ということで、多い人は週に1回、少なくとも月1回のいわゆるこういうところに面接に行きました、こういうところに相談に行ってしまったというようなことで求職活動報告書というのを必ず出すように、出させるようにしております。基本的には若くて働ける場合には、なるべく早く自立ができるようにということで決定の際には、おおむね3カ月程度を目安に頑張るって仕事を探してくださいというようなことでお願いをしまして、実際そういった方で自立にあって、保護廃止というふうになったケースもあります。

ですけれども、病気で働けないとかというような医師の判断が出た場合には、なかなかそういうふうな求職活動を積極的にやるというのはいかなるのが現実でありまして、そういったことで稼働年齢にある場合には極力仕事を見つけて自立をしてくれというような指導は徹底をしてやっておるということでございます。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 ちょっともう1点だけすみません。

平均どのぐらいの期間、逆にこの50世帯の、これで結構なんですが、受けているのかどうか。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 期間は非常にまちまちでございます。先ほど言ったように3カ月以内で自立される方もいれば、数年にわたってということで、厳しく求職の指導はしておりますけれども、なかなか仕事に結びつかないというようなことでありまして、仕事が見つからないから保護廃止というわけには現実問題として、現在食うものがないとかというふうになれば廃止というわけにはいかないのが現状でございます。ですけれども、既に言いましたように、稼働年齢のある方については極力自立できるようにワーカーのほうから、ある程度厳しく指導もしておるということで、人によって年月というのは非常にまちまちであるという状況であります。

以上です。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 調査者なんですけれども、今度は、ちょっと長くなっている場合に調査者というのは同じ人なんですか、それともかわってきているんですか。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 ケースワーカーについては2年から3年ぐらいで地区がえということを行っておりまして、当然地区がえがあったときには改めてそういった調査もするというような形で対応しております。

眞壁委員 わかりました。

山本委員長 ほかにございませんか。

齋藤委員。

齋藤委員 今の関連で、先ほど510世帯、698人に対して母子世帯を初め5つの項目、今のその他の項目まで入れて5つの項目で分類されているというわけですよね。今回は補正予算ですので64世帯の104人に対する補正が1億5,000万程度生じる

という話が出たわけなんです、今の自分が想像するに、経済状況の中でこのその他がこの64世帯の中に多いのか、その辺の分類は今わかりますか。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 主に比較してふえているのは高齢世帯が25人の増、傷病世帯、いわゆる病気で働けないという方が22世帯、その他の世帯というのが12世帯、残りがそれ以外というような形になりますけれども、これらが主な増となっております。

山本委員長 齋藤委員。

齋藤委員 わかりました。

ちょっと前のページに戻るんですが、先ほど福祉タクシーの件について質問が出たわけなんです、当初多分年3万4,800円ですと4,100万円程度、全額使いますとですね、多分約50%ぐらいの執行率で当初予算を組んでいるんだろうというふうに思うんですが、この福祉タクシーの利用券というものは、逆に言えば市民に広がって、障害者の方に広がってきているのかなというのが感じられるわけなんです、今後こういう部分で、今回の補正600万ということでありまして、次年度の当初予算に関してはやはりこの辺を考慮して、今後ふえていくだろうというふうに予想していくのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 当然当初予算の要求に当たりましては、過去3年程度の実績をもとに、あわせて伸び率等も考慮をしながら当然当初予算は要求していくという考えであります。

齋藤委員 わかりました。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

菊地委員。

菊地委員 ちょっと今のこの生活保護費のこの1億5,000万の増のことなんですけれども、これはあれですか、10月までで既にこれだけふえているんですけども、ふえた分だけのということじゃなくて来年の3月までを見越してのこのあれでしょう、補正ということで考えているんじゃないのかと思うんですけども、その点についてと、それから、この生活保護についてはずっと今、先ほど人見委員からも話ありましたように、何であの人が生活保護費もらっているのかなんていう話は時々聞くわけでありまして、そういう中において例えば、だんなさんがうつ病なんかで奥さんが働きに出なくちゃならないといったときに、私は車がないとどうしようもないんじゃないのかなというふうに思うんですね。しかし、条件の中に車はだめだというようなことなんで、そうすると、働く場所というのも非常に狭まれてきて、例えばこの市内にないからほかにというふうな場合に、じゃ、あんた自転車で行けよ、自動車で行けよというような話になっちゃうわけで、その辺のところの考え方というのはどうなのかなというふうに、今のあれに合っていないんじゃないのかなと思うんですが、当然これ法律で決められているんで、そこはわかるんですけども、その辺の考え方というのは変わってきてないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

山本委員長 課長。

成瀬社会福祉課長 まず1点目でございますけれども、当然3月分まで、いわゆる各月の伸び率等も考慮いたしまして、3月分までで1億5,000万の補正がいただければ十分対応できるだろうということで計算をしたものでございます。

それと車の利用でありますけれども、車を今、菊地委員おっしゃったようにそういうことも確かにあるかと思えます。ですけれども、車を持ちま

すと、当然維持管理費というものがかかってまいります。これはガソリン代もそうですけれども、車検の費用とか保険というものがかかってまいります。そうしますと、一般的な生活費の中で非常に車の維持費については圧迫をするということで、車を持つことによって非常に生活保護費というのはそんなに高くないものですから、そういったことも含める、あわせて万が一、保険が高くて入れないといった場合に、事故などを起こした場合には当然補償という問題も出てまいります。そのことを勘案いたしまして、車については持つこともそうですけれども、使用についてもご遠慮いただいているという状況であります。

菊地委員 働く場合には。

成瀬社会福祉課長 それと、どうしても車で、例えば仕事が見つかって、通勤をしなければならないといった場合には、あらかじめ車の保有の容認願を出していただいて、適当であると認めた場合には、保有を容認しているというケースもございます。

菊地委員 わかりました。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了いたしますので、討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ありがとうございます。

では、議案第73号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

〔その他〕

山本委員長 それでは、次第にはございませんが、社会福祉課所管から何かその他ということがございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、委員の皆さんございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、社会福祉課関連の審査をこれで終了いたします。

ここで執行部交代のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 次に、子ども課関連審査を行います。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

萩原子ども課長（議案第73号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。

それでは、質疑、ご意見等ございませんか。

齋藤委員。

齋藤委員 9ページの保育園管理費なんですが、先ほど管理費の保育事務推進費で、公立保育園の民営化移管候補者の評価委員に対しての委員の謝礼ということで、4名を見込んでいるという説明だったんですが、すると、これは17万9,000円をちょっと割ってみると4万4,750円という金額になるんですが、これの評価委員の委員会の開催というのは何回ぐらいを見込んでいるんでしょうか。

山本委員長 課長。

萩原子ども課長 年度内に5回を見込んでおりますが、謝礼の中身をご説明しないと、ちょっとわかりづらいですけれども、4人のうち2人は一応市内に在住の方を見込んでおりまして、非常勤特別職の報酬額と合わせまして7,400円を見込んでおります。ですから、7,400円掛ける2人掛ける5回で7万4,000円という見込みでございます。それから、2人につきましては宇都宮の方、大学の先生とか、あとは第三者評価機関の人を見込んでおりまして、交通費実費をプラスしまして1万500円掛ける2人掛ける5回ということで10万5,000円を見込んでおります。

山本委員長 齋藤委員。

齋藤委員 単純にそういう計算でしてみたら、かなり高額になるんでというので質問したらば、そういうことで交通費を兼ねた、来る方が近隣ではないという部分で了解をいたしました。

もう1点いいですか。

山本委員長 はい。

齋藤委員 その下の保育所の広域利用なんですが、これから現在までと、これから42名ぐらいを算出して見ているんだという話、これ現在までの利用園先というのは、ちょっとお聞かせ願いたい。

山本委員長 課長。

萩原子ども課長 大田原ですと、おおたわら保育園、みはら保育園、それから、チャイルド、ベビーエンゼル、それから、須佐木、新富、このようなところですか。それから、那須町では、大同、芦野、千振、黒田原第二、大谷。それから、矢板におきまして片岡、ちゅーりっぷ、矢板、こどもの森、ぴっころ。そのほか、さくらとか塩谷町とか壬生もございます。

山本委員長 齋藤委員。

齋藤委員 これは多分、保護者の仕事の関係とか、そういうことで多分こういう広域にわたって保育園の入所をしているんだらうというふうに思うんですが、これちょっと規定的にお聞きしたいんですが、例えば今いう千振に入所して、例えばですよ、極端な話、また関係、その仕事の関係、あるいはいろいろな関係で、例えば1日とか、数日で移動してしまったというような例とかがあった場合の措置という、そういうものは何かあるんでしょうか。もう1回は1回という話なんでしょうか。

山本委員長 課長。

萩原子ども課長 正式に入所承認もらって入りますので、基本的には少なくともその年度中はその保育園にいるという前提で承認、広域の協議をするわけですが、短期間で退園してしまったというふうなことになる、少なくともその所属した月分の委託料はこちらで払うというようなことになります。

山本委員長 齋藤委員。

齋藤委員 そうすると、当然年度を過ぎずということで算出させる、お支払いするんでしょうけれども、そういうことで短期の場合はやはりそういう計算でお支払いするということによろしいんですね。わかりました。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見とかございますか。

眞壁委員。

眞壁委員 1ページ、児童福祉費負担金の補助というんですか、さっき社会福祉のほうは終わったんで、ちょっとその辺をお聞かせいただきたいことと、県のほうもそうですね、下のほうですね、2ページ。

あともう1点が9ページ、認可保育園の委託料2,400万くらい出ておりますが、これについてのふえた理由について教えていただきたい。

山本委員長 課長。

萩原子ども課長 14款1項1目児童福祉費負担金の中身でよろしかったでしょうか。

眞壁委員 補助……。

萩原子ども課長 補助ですか、失礼しました。

補助については、保育所が国庫が2分の1でございます。県が4分の1でございます。

眞壁委員 児童手当は。

萩原子ども課長 児童手当がちょっと複雑なんですけれども、まず、3歳未満と3歳超えて小学校修了前とで分かれまして、その中でも被用者、非被用者、特例給付というような3段階に分かれていまして、まずその被用者の負担率が10分の8、非被用者が3分の1、特例給付が10分の10、小学校修了前がいずれも3分の1というような形になっております。

眞壁委員 県のはある。

萩原子ども課長 県が3歳未満の被用者が10分の1、非被用者が3分の1、小学校修了前がいずれも3分の1が中身です。

それから、利用費でふえた理由なんですけれども、現時点でもそんなに大きくふえたわけではないんですけれども、特別保育事業の上半期の実績に基づいて、下半期分が所要額に達したことによる、当初特別保育事業の中身が不確定な部分がございます、その結果、上半期の実績を踏まえた

結果、ふえてきているというような状況です。通常保育の場合は、もう大体おおむね最終的に120%ぐらいで、ここ何年か入っていますので、通常保育の部分はそんなに大きな変動はないんですけれども、特別保育事業の中身でふえた、結果としてふえたというような形でございます。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 ちなみに、その特別保育というやつの内容というのはどんなことなんですか。

山本委員長 課長。

萩原子ども課長 一番多いのが、いわゆる延長保育ですね。それから、次に多いのは休日保育、それから、一時保育、あとこれは人数によって変動がありますけれども、障害児保育ですね、いわゆる支援児みたいなのということで、この辺が主な中身になっております。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見ございますでしょうか。

菊地委員。

菊地委員 このゆたか保育園のことですけれども、公募するということですが、いつごろからやって、いつごろ締め切るんだかということと、先ほど委員は4名いるということで、2名が市内で2人が宇都宮とかというようなお話があったんですけれども、この2名の人たち、市内の2名の人たちはどういう人を選考するのか、また宇都宮大学の先生とかという話あったんですけれども、どういう先生なのかということをお尋ねしたいと思います。

山本委員長 課長。

萩原子ども課長 まず、公募の期間でございますけれども、先月11月20日から公募を開始しまして、今月24日で締め切りになっています。これはもう既にホームページにもアップしてございますので、ごらんいただければと思います。

それから、評価委員の人選でございますが、宇都宮からは作新女子短大の幼児教育の専門家、教授ですね、その方が1人、それから、県の社会福祉士会というところが保育サービスの第三者評価機関として登録されておりますので、そこから1人、それから、市内ですが、やはり同じく市内にあります第三者評価機関の職員が1人、それから、その法人の、対象となる法人の経理関係者を評価するために市内の税理士を1人予定してございます。菊地委員 わかりました。

山本委員長 よろしいですか。

萩原子ども課長 そのほかに、報償の対象にはならないんですが、評価員としましては全部で6人予定してまして、そのほかに公立保育園の園長の代表2人を予定しております。これは報償費の対象にはなりません。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

岡本副委員長 すみません、1点だけ。

山本委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 それでは、9ページの3款2項4目の保育園臨時職員費なんですけれども、これは2,755万6,000円なんですけれども、何人増員をしたのかということと、この増員しなければならなかった理由をお聞かせいただきたい。

山本委員長 課長。

萩原子ども課長 これは下半期の増員分としては、障害児支援のための、いわゆる加配分ということで、総数でいきますと8人分になります。あとは特に増員ということではなくて、実際に年度当初、4月1日に大体定員の115%で受け入れまして、5月以降またそこに入れて、大体年間平均しますと120%で受け入れています。その受け入れたことによって必要となる、もう国の基準の配置基準ができていますので、正職員の数がもう限られていますから、そこに必要な部分をすべて臨時職員

を配置して運営するというので、その分の上半期の実績分、開設日数との関係もございませけれども、上半期の実績分からして先ほどのその増員分と合わせまして下半期の所要額を見込んだ結果が、この2,700万というような形になる。ですから、これが丸々この2,700万円がそっくり増員分の金額ということではございません。

岡本副委員長 わかったようなわかんないような。山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 時間外とかそういうのも入っているということではよろしいんですか。

山本委員長 課長。

萩原子ども課長 基本的に時間外というのは……。

眞壁委員 時間外というより何だ……。

萩原子ども課長 ございませんで、いわゆる早番、遅番というような形で延長保育対応の保育士とか、専用の機関がありますので、その後は要するに時間外をやって対応しているということではなくて、その延長保育なり早番とか、そこでそのときの専用の人が張りついていますので、で、当初予算で、これはある程度見込みになっていますので、内輪に見ている部分がございます。上半期の実績から年間推計していきますと、これくらい足りなくなりそうだというような数字になっている。

平山保健福祉部長 当初予算の要求のときに、これくらいの園児数で、こういったことだろうということで人数を割っているわけですね、正職を除いて、それで予算要求をしているわけですが、予算要求と予算計上額との差も若干はあるんですね、要求ぴったりではないんですね、計上額が。したがって、要求額と計上額との差というのも出てきちゃうんですね。あとは4月1日に今、言ったように今度それぞれ張りつきますし、あと朝の保育、夕方の延長保育も含めて園児数というのは、当初予算の要求とは変わってくるわけですね、そうい

う部分も含めて、いわゆる障害児園児数が変わるとか、年齢が変わってくるとかで、やはり必要とする保育士が変わってしまうんですね。それに対応するために、今度現実に合わせてやってきた結果、これだけ足りないという状況なんです。

岡本副委員長 それでこの2,700万も出ちゃうんですか。

平山保健福祉部長 臨時保育士の賃金は3億何千万、当初でもっていますので……。8%ぐらいの増になるかと思うんですね。

岡本副委員長 わかりました。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

それでは、質疑、ご意見等ないようですので、これで質疑、意見を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第73号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

〔その他〕

山本委員長 次第にはございませんが、子ども課所管から何かございますか。

萩原子ども課長 それでは、せっかくですから、民営化のほうですね。今、先日、11月20日に事業者へ説明会を開きまして、対象となる法人が13法

人おりますけれども、10法人に参加していただきまして、見通しとしては順調にいけるかなというように考えております。

以上でございます。

山本委員長 ありがとうございます。

委員の皆さん、何かございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで終了いたします。

ここで10分間の休憩をとりたいと思いますので、20分から再開いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時18分

山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 高齢福祉課関連の審査を行います。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

鮎瀬高齢福祉課長（議案第73号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございますでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等はないよ

うですので、終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第73号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、続きまして、議案第77号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

はい。

鮎瀬高齢福祉課長（議案第77号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないので、これで終了します。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、討論がないようですので、討論は終了いたします。

採決いたします。

議案第77号 平成21年度那須塩原市介護保険特

別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第77号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

〔その他〕

山本委員長 それでは、次第にはございませんが、高齢福祉課所管から何かその他ということがございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆さん、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、高齢福祉課関連の委員会審査を終了いたします。

ここで執行部交代のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 次に、保健課関連の審査を行います。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

齋藤保健課長（議案第73号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。

委員の皆さん、質疑、ご意見等ございますでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 若干ちょっと違うかと思うんですが、インフルエンザの人数というか、その辺どうなんでしょうか。

山本委員長 課長、お願いいたします。

課長。

齋藤保健課長 国庫補助の減免対象者、住民税非課税世帯、生活保護世帯ということで1万2,874人を見ております。それから、市の助成分として、これは最初の1回分だけですが、1万1,764人を見ております。実際の接種に当たりますのは100%ということでは多分ないと思いますので、既にかかった方については免疫持っていますので、接種の必要はないということもありますし、80%ぐらいの一応計上をしています。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 いいですか。

それでは、質疑、ご意見等ないようですので、質疑、ご意見等を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないということですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第73号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第74号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 次に、議案第74号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

齋藤保健課長 (議案第74号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました。

委員の皆様、質疑、あるいはご意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

それでは、質疑、ご意見等ないようですので、これで質疑、ご意見等を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

では、採決いたします。

議案第74号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、議案第74号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第75号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 続きまして、議案第75号 平成21年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

齋藤保健課長（議案第75号について説明。）

山本委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等がないようですので、終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論はないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第75号 平成21年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、議案第75号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、続きまして、議案第76号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

齋藤保健課長（議案第76号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等がないようですので、質疑、ご意見等を終了いたします。

それでは、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論はないようですので、討論は終了いたします。

採決いたします。

議案第76号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第76号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 では、次に、議案第85号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

齋藤保健課長（議案第85号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。

委員の皆様、質疑、ご意見等ございますか。

眞壁委員。

眞壁委員 入院費食事医療費の関係ですが、これまで年間どのくらいあったんですか。

山本委員長 課長。

齋藤保健課長 入院食事療養費なんですけど、一般世帯の場合は1食260円、それから、市民税非課

税世帯、その場合には入院日数によって変わるんですが、90日以内の場合は入院は210円、90日を超えた場合の入院については160円ということで、所得の状況に応じて若干変わっております。1食につきということです。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 年間の合計でどれぐらい。

平山保健福祉部長 80万ぐらい聞いています。入院にかかわる食事費分ですね。いわゆるうちにも食べるだろうということで、今は全部食事分は取られる、別に取られるんです、ホテルコストみたいに、という部分。

齋藤保健課長 ほかの医療費助成ではすべてもう食事療養費はふだんも食事は食べるということで、制度から外れているんです、これだけ残っていたということです。

眞壁委員 了解。

山本委員長 よろしいですか。

眞壁委員 はい。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、質疑、ご意見ないようですので、これで終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、終了いたします。

では、採決いたします。

議案第85号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、議案第85号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

〔その他〕

山本委員長 では、次第にはございませんが、保健課所管から何かその他ございますか。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他ないということで、これで保健福祉部の審査を終了いたします。

部長。

平山保健福祉部長 保健課はないんですが、そのほか若干お話だけ、ご説明だけさせていただきたいのがありますので。

山本委員長 よろしく願いいたします。

平山保健福祉部長 これは自動交付機の関係なんですけれども、来年の2月1日からなんです、これ企画部のほうでまずやったんですが、鍋掛公民館と南公民館でそういったものをやりますよということで議会の中で説明したと思うんですが、それは2月1日から実施をいたします。住民票の関係と印鑑登録の証明書の関係がまずとれると。2つの公民館ですね。

それから、それにあわせて自動交付機の利用時間の延長というものを行います。公民館の職員がいる時間といいますか、8時30分から午後5時までなんです、月曜日が休館なものですから、火、水、木、金だけなんですけれども、自動交付機の利用時間の延長といいますのは、本庁舎にあるのと西那須庁舎にありますから、そちらを現在8時30分から午後5時までなんです、これを午後9時まで延长了いたします、年末年始は除きますけれども。これは今まで同様、印鑑登録証明と住民票の写しということで、使えるものは同じなんですけれども、時間を延長するということでご承知おきいただければと思います。広報等で後でPRはしていきたいと思います。よろしくお願い

します。

山本委員長 ありがとうございます。

それではほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで保健福祉部の審査を終了いたしました。

大変お疲れさまでございました。

それでは、ここで午前中の審査を終了し、昼食のため休憩といたします。午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時58分

山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会事務局教育部の審査

午後 零時58分

山本委員長 教育委員会事務局教育部の皆様がお見えですので、初めに、松本教育部長からごあいさつをいただきたいと思います。

松本教育部長 （挨拶。）

山本委員長 大変ありがとうございます。

議案第73号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 それでは、教育総務課の審査を行います。

では、早速議案審査に入ります。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補

正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

松本教育総務課長 （議案第73号について説明。）

山本委員長 それでは、説明が終わりました。

委員の皆様への質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

いかがですか。ございませんか。

人見委員。

人見委員 今、課長のほうから説明あった学校給食共同調理場運営審議委員の11名分ということなんで、この運営審議員の方々の審議の内容は今回、値上げ関係、それらの審議ということだったの。

それ以外、通例の中での審議というのはあると思うんだけど、主にどういうことだったのかな。

山本委員長 課長。

松本教育総務課長 お答えします。

通常、決算の部分で8月に決算が終わりました年度の、前年度の決算と、それから結果等、給食を提供してきた結果について一度審議会を開催させていただきます。それから、次年度の児童生徒数の数が確定したときに給食日数等を含めて、この黒磯の教育の運営方針に基づいて給食を提供するというので、その審議を通常2月に開催しておりました。通常は年に2回なんですけど、今回給食費の値上げ問題が昨年からちょっとありまして、それを教育委員会のほうで、この審議会のほうに諮問がありましたので、そのために急遽回数が増えたということで、9月と10月に2回開催いたしましたので、その分が通常よりはふえたということで、2月分が今度不足してきたということなものですから、2月の分を今回補正で上げさせていただきますという事です。

一応運営審議会は25名の構成となっております

て、各調理場ごと、単独校も含めまして、その代表の校長先生、栄養士等を選出しております。また、そのほかに学校医、学校歯科医、それから薬剤師関係、それとあと県北健康センターの県の職員ということで、それとあと各代表のPTAの会長さんが入っております、11名が外部から来ていただくということで、非常勤特別職の1日当たりの額を11名分、今回計上させてもらったものでございます。

以上です。

山本委員長 人見委員。

人見委員 今回給食費の値上げという形、これらについても具体的な話し合いをまずされたというふうに理解するわけですが、前回の部長の説明の中では、物価上昇という要するに給食関係の、米関係にしても野菜関係にしても、非常に今は安くなっているのが現状かと思うんだよね。それ以外の中での高騰というのが、要するに調味料関係ぐらいなのかなという感じはするんだけど、そこら辺のことについての結果は出ているわけだけでも、審議の中身についての議論なんかもあったのかどうか、また。

山本委員長 課長。

松本教育総務課長 現在、確かにデフレといいますが、そういう報道もありますので、その辺については外食含めて食材費が値下がりしているという状況にあることは承知しております。平成17年に合併をしまして、そのときに決めた給食費ですとここ5年間経営を、運営をしていたわけですが、その間にいろいろ燃料関係の値上げ等に伴って食材等についても値上げ等があります。それからあと、小麦の高騰等がありまして、1食当たりの単価がぎりぎり抑えてやっておりました。抑えるというのは、栄養価は基準を満たすために最低限の栄養価は必要ですので、食材を安いもの、安

いものという選択をすることでやっていたということで、それにも限界があるということで、今回、1食当たり小学校15円、中学校20円という値上げを決めていただいたわけですが、現在この安い値段が直接給食を供給している中に、直接それも今までより安くなっているんじゃないかという値段で入ってきているわけでは実際にはありません、地産地消ということで野菜なんかはJAとか協定に基づいて価格を決めた中で提供してもらっておりますが、多くの食材は共同調理場という宿命もあります、大量にある程度入れていかなければならないということで、栃木県の学校給食会を通じて仕入れをしております。

例えば米なんかも那須地区、あるいは那須塩原でとれた米を供給してくださいということで、その約束のもとに炊き上がったご飯を提供してもらっていますが、その値段というのは学校給食会のほうで放出する値段は、ある程度調整した中で出てきておりますので、例えば小麦なんかも年度初めのときから比べると、政府のほうで相当落として外に出しているということで安く上がってきています。例えばパンの材料ですが、学校給食会はそれを安いからそのままとんと出すわけではなくて、ある程度調整して出しております。昨年の急激な値上げの中では逆に抑えて、急に値上げをしないで出してもらおうというようなやり方をしていたものですから、そういう即このまま値下げが続いて、もしいけばまた当然検討していかなければならないんですが、今すぐにその値段をもとに戻せとか、できるんじゃないかということではないというふうに考えておりますので、今回はこの値上げに基づいてPTA、学校等に周知して、さらに今後の推移も見ていきたいというふうに考えております。

山本委員長 人見委員。

人見委員 共同調理場で使うものについては、規格というのであればということが基準なのかという、ちょっと前にそんな話、聞いたんですけども、要は一般野菜なんかについては規格外でも同じ味なんだということでもって、大分そのものがそういうPRをしているわけだよな。そういう安い価格でもって買えるものを買って確保するという形とるについては検討されたことがあるのか。

山本委員長 課長。

松本教育総務課長 先ほどちょっとお話ししましたように、地元のもの食べて、地元でとれたものをというの、まず大きい流れですし、それに向かって努力を今しているところで、ある程度の品目、大きなジャガイモ、タマネギとかキャベツ等、地元で調達できるものは地元から入れております。それから、肉なども地元のほうから購入しているという実態はあります。

ただ、ある程度加工されて入ってくるようなものとかなんです、西那須野調理場で約5,000食、それから、黒磯の北の北中のところにあります黒磯調理場で4,700ですか、それから、共英でも2,700等の大きい食材をやっていますので、ある程度まとまって入ってきたり、ある程度そろったものというのは、どうしても宿命として持っているということで、その点は加工されたものとか、そういうものを使わざるを得ないという実態があります。特に食材が上がっているときには、より栄養価を補充するために安いもので調達しなくちゃならないということで、市議会の中でも出ましたが、当初年間に何回か牛肉も食べることができたけれども、栄養価は同じ、ある程度同じということになると鶏肉で済ますというような献立も非常にふえているというのが実態としてありましたので、その辺も少しはおいしいもの、なおかつ安

全なものということで今回の値上げということにさせていただいたわけでございます。

山本委員長 人見委員。

人見委員 今の課長の中で、答弁の中で、先ほど来言ったのは、ある程度、規格外のものを買ってという形が検討されて使っているのかどうかということ。

山本委員長 課長。

松本教育総務課長 規格外のそれは主に農産物というようなとらえ方でよろしいでしょうか。

人見委員 農産物。

松本教育総務課長 先ほどからちょっと答弁させていただいたように、JAと協定を結んで、そしてJAで提供してもらえるもの、それから、数がある程度安定的に供給できるものというものの中でやっておりますので、必ずしも例えば大きさがMで全部そろえなければならないというものではないというふうには思います。MであったりSであったりしても、それはできるかと思うんですが、もう少し細かくということになると、ちょっと今、答えられないのは、共同調理場が完全ドライ方式ということで、一人一人が手でキャベツをはがしているという部分じゃない部分で、機械で処理している部分がありますので、その中でもし入らないものとかというものは難しいのかなという部分はあります。その辺はですから、今すぐに企画外でも全部オーケーなのかということに対しては、ちょっとお答えできないで申しわけないんですけども。

人見委員 はい、オーケー。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑よろしいですか。

松田委員。

松田委員 先ほど言った学校給食会というのは、どんな組織というか、仲買人が何かなんですか、

よくわかんないんですけども、学校給食会というの。

山本委員長 課長。

松本教育総務課長 学校給食会の経過は、ちょっと年数とか今ちょっと手持ちないんですけども、栃木県が中心になりますというか、中心といふかなりまして、給食の素材といいますが、材料をある程度安定的に供給をしていこうとか、そういう県主導ででき上がって、学校給食会にはそれぞれの自治体が参画をして、そして供給を受けています。ですから、商社的なものといえば商社的と言えるかもわかりませんが、一つの事業としては食材を大口で仕入れて大口で提供する。大口といふか、それを小口に分けるんですけども、提供していく事業とか、それからあと衛生とか、それから、献立の工夫とかの研修会等もやって、そのレベルといふか、底上げをしているようなところもあるというふうに、そういう給食会でございます。

山本委員長 松田委員。

松田委員 その学校給食会、あと地産地消の意味で地元でとれる食材以外に学校給食会から供給されるものというは割合としては何%ぐらいあるんですか。

山本委員長 課長。

松本教育総務課長 学校給食会のほうの割合というのは相当高い率になっておりまして、主食でありますご飯、今、5日間のうち3日間ご飯、それから、2日間がパンの主食というような割合でやっていますが、そのご飯も学校給食会を通じて炊飯業者が炊き上げたものを各学校に配布するというようなやり方していますので、パンについても同じやり方になりますので、その割合というのは1食当たりの中で、そうですね、今、間違った数

字をお答えすると、改めて後で報告させていただければと思いますが、相当な割合にはなっておりません。

松田委員 じゃ、向こうの値段も言いようということですよ、多少なりとは。向こうはどんな努力しているかわからないですけども、こっちは向こうの言い値で食材を買っているということですよ、実際は、多分、向こうはそういうことはしないでしょ。

山本委員長 課長。

松本教育総務課長 昨年、ことしも新聞等に載りましたけれども、2回目で6,800万だったですね、基金とか取り崩しをして、給食会では値段を上げない額で出そうというので、高騰したときに調整をしたりしていますので、言い値と言われてしまうとどうかちょっとわかりませんが、ある程度そういう調整をすることができるだけの量を確保してやっているというふうに考えています。これをできるだけ地元からというのは、それぞれ給食現場でも考えていますが、同じ食材を相当量入れるということになったときに、なかなかそこが難しいところがあるので、どうしても給食会を相当割合が高くなるというのが実態でございます。

山本委員長 よろしいですか。

松田委員 わかりました。

山本委員長 では、菊地委員。

菊地委員 インフルエンザの影響で給食に大分影響が出ているという新聞報道がありました。学年閉鎖、学級閉鎖というようなことで、非常に給食のキャンセルというんですか、そういうものが問題になっております。そういう中において、当市においても毎日のように学年閉鎖、学級閉鎖が出ているわけで、キャンセルできるものはいいんですけども、キャンセルできないものについては

どのようにしているのか、また今、言ったインフルの対応というのはどのようにしているのか、ちょっとその辺をお聞きして、またそういうことについて、この審議会の中でも話し合いがなされているのかどうかということをお尋ねしておきます。

山本委員長 課長。

松本教育総務課長 まず、審議会の中でも学校給食を運営していく中のそういう突発的なものといいますが、想定されないような過不足といいますが、不足ですね、それから急遽決まるようなものについては、審議会の中でいろいろと相談をしたり協議をしていきます。

今回のインフルエンザについては、急遽学級が閉鎖になるというようなものもありましたので、もったいないところですが、食材を廃棄したというケースも実際にはあるようです。ただ、冷凍で入っているものについては冷凍を一たん保存して、翌日、あるいは2日後の献立を変更して出すというような対応、それから、学校と給食場は各学校と給食センターは一応緊急連絡網の中では給食については一応一番の直結ということになっていますので、あしたの給食とめたいということになれば、もうきょうのうちに即、調理場に連絡をするというような連絡網体制をとっていただいて、なるべく廃棄することのないようものをおこなっております。

ただ、ちょうどことしの例で言いますと、秋休みと前期後期の切りかえのときにありまして、牛乳がそれまでもたせられないというので、廃棄処分、廃棄処分というのは実際には必要ないものは牛乳屋さんに取り取ってもらったりもしたんですけども、要はその分がかかってしまったというような例もありますが、それはもうその場その場の中でなるべく調理場が努力をして、無駄を出さ

ないように今やっているというのが現状でございます。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 それはいいんですけども、実際にその要するに廃棄した量というのはかなりあるんじゃないかと思うんですよ。この新聞なんか見ますと、パンなんかはどうしようもないと。ですから、パンをそのままおさめて学校で処分してもらうというようなことが書いてあるんですけども、今、言うように牛乳は消費期限がありますから、何日かは大丈夫だろうと、そういう中においても、これらのあれを見ますと納豆を2個配ったとか、焼き魚を2切れにしたとか、そういうようなこともあるわけなんで、この新型インフルエンザとか、そういうものに対応するには急遽学年閉鎖、学級閉鎖というものが、こういうものに追いつかないという現状があるのではないかと思うんですけども、そういう中においてどのぐらいの廃棄、調べてはいいんだかどうだかちょっとわかんないんですけども、お金の換算してどのくらいになっているかというのはわかるかどうか、ちょっとその辺について。

山本委員長 課長。

松本教育総務課長 現在のその廃棄分の金銭換算の部分については今お答えすることはできませんが、ことしは特にインフルエンザによって学級とか、急遽となるケースがありますので、各調理場ごとにその分をずっと集計を今しております。それから今、まさにその真ただ中にありますので、途中経過ということでは今、持っていませんけれども、それは突然のそういう給食をとめるとかというものについては、それぞれの調理場ごとに集計をしているところです。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 さっき松田委員さんからありましたけ

れども、県の学校給食会にキャンセルがあったときには連絡するんでしょうけれども、今、言うように冷凍食品や乾物は大丈夫でしょうけれども、生ものはだめだと、またパンもだめだというようなことなんで、そういう連絡というのは、例えばこれまでにすれば数が大丈夫だとかという、そういう日にちというのがあるんですか、前の日に連絡すれば大丈夫だとか、2日前に連絡すれば大丈夫だとかという、ちょっとその日にちついてちょっとお聞きしておきたい。

山本委員長 課長。

松本教育総務課長 委員のほうからご指摘のあったパン、それから、もちろんご飯も炊き上げます。それから、炊き上げるためには前の日から仕込みが入りますので、日にちというか時間的な余裕がないと間に合わないということが出ます。現実にご飯も次のあしたの分が、きょうの夕方とか夜になってしまうと、もう既にとぎ上げて準備に入るとかいうことになると、それは難しいということもありますので、一つ一つといたしますか、食材ごとの何についてはことはありませんが、まさに今回は各調理場では毎日毎日が一種の戦いのような状態でキャンセルしたり献立を急遽変えたり、先ほどお話があったように2つ食べさせて、その分違うものを減らすとかいうような工夫をしているというのが実態でございます。ですから、日にちを何日まではオーケーというのは、牛乳は賞味期限までなんです、5日あっても、それは廃棄ということもありますから、それは今、各場ごとにずっと毎日毎日を積み上げているという状態で、毎日が悪戦苦闘しているという状態でございますので、日にちについてはお答えできません。

菊地委員 わかりました。

山本委員長 よろしいですか。

それでは、この件につきましては、もし年度で

何かわかることがございましたら、次の委員会のときにご報告いただければありがたいと思います。

ほかにご意見、あるいはご質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ありませんか。

それでは、質疑等、ご意見等がないようですので、質疑、意見等をこれで終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第73号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

陳情第3号の上程、説明、質疑、

討論、採決

山本委員長 それでは、続きまして、陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し同小学校の存続を求める陳情を議題といたします。

傍聴の申し出がございましたので、那須塩原市議会委員会条例第17条に基づき許可いたします。

暫時休憩ということで、少しお待ちください。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し同小学校の存続を求める陳情に対する執行部の考え方をまずお伺いいたします。

部長。

松本教育部長 座ったままでいいですか。

山本委員長 はい、どうぞ。

松本教育部長 今回、横林小学校の存続を求める陳情ということで出てきておりますが、現在、教育委員会といたしましては、小中学校の適正配置計画ということで基本計画の策定中であります。この計画につきましては、合併後、小学校の25、中学校の10校の35校ということで、その学校の規模、内情を見ますと、中には複式学級の学校もあるといったところから、那須塩原市の新市として学区のあり方ということで、去る平成18年8月ですけれども、通学区審議会というのが、市の学区審議会というふうに言っていますけれども、そちらのほうにそのあり方について諮問をしております。3年弱でありますけれども、ことしの2月13日に答申をいただいて、それを受けまして教育委員会としての学校のあり方ということで、現在その基本方針を策定しているところであります、執行部サイドといたしましては、その計画の途中であるということでご理解いただきたいと思いません。

ただいま委員長から話しました陳情書に対しての意見、特に当方として持っておりません。

山本委員長 ありがとうございます。

陳情第3号に対する執行部の考え方の部分は終わりました。

それでは、ここで、ただいまのお話、執行部の考え方に対する質疑をお受けいたしたいと思いません。

委員の皆様いかがですか。

眞壁委員。

眞壁委員 今、基本計画のほうが作成中ということですが、スケジュールについてどのようになっているか。

山本委員長 部長。

松本教育部長 この基本計画につきましては、議会本会議の中でも会派代表の質問の答弁の中でも既に9月の議会でしたんですけれども、まず、市としての基本計画の素案をつくって、それを素案の段階で議員の皆さん初め、市民の方、あるいは直接その計画の中で、例えば統廃合等々の関係をする学校の学区を対象に直接説明会に、今の時点では各学校の施設をお借りして、お借りしてというか学校を使って、そこに集まっていただいて説明会をやるのかなというふうに考えていますけれども、そういった形で素案について説明をして、そのご意見を伺うと、いただくというふうなことで考えています。

それについては、議会で答弁しているとおりですけれども、今年度内にはそれを聞いた結果で決定をしていきたいというふうなスケジュールであります。

山本委員長 ほかに。

眞壁委員。

眞壁委員 今年度内に決定というのは、素案をつくって、最終的な計画を出すということによろしいんですか。

山本委員長 部長。

松本教育部長 そのとおりでございます。

山本委員長 眞壁委員。

眞壁委員 説明の期間というのは、今からいくと3カ月という形でありますか。

山本委員長 部長。

松本教育部長 これからまだ事務手続と申しますか、その辺やるところありますので、現時点では

ここまで来ますと、1月、2月の2カ月くらいで、最終的には庁内決定するのは3月末になりますけれども、実質的には1月、2月かというふうに考えております。

山本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますでしょうか。

東泉委員。

東泉委員 今、部長のほうから基本的な考え、また今後、年度内についての素案についてお伺いしたわけですが、それ以上のことはないのかなと思いますけれども、ダブってお聞きするようになりますけれども、本年2月に示されたこの本市の小中学校通学審議会における最終答申が出されたわけでありまして。市においては審議会の内容を尊重して、今、部長からもお話がありました、年度内に結論を出すということになっているかと思いますが、この2月から今日までの過程において、もう少し何かいろいろこの大分長い期間ですから、いろいろ検討されてきた内容等もあるのかなというふうに思うんですけれども、もう少し何か具体的に内容等について突っ込んだ話というか、もう少しお聞きできるかと思うんですけれども、もうそれが限界でしょうか。

山本委員長 部長。

松本教育部長 東泉委員おっしゃった、2月に学区審議会の答申を受けまして、市としては、教育委員会としては部内の課長と補佐等々と施設の整備の関係がありますから、そういった教育総務課の施設係長とか10名、私を入れて10名のメンバーで策定委員会というものを立ち上げました。これは5月に立ち上げて、現在まで11回策定委員会会議を重ねてきております。会議につきましては、ここの中ではお話しできませんので、それについてはよろしくお伺いしたいと思います。

山本委員長 東泉委員。

東泉委員 ありがとうございます。

それから、これは話が脱線しているかわかんないんですけども、いずれしても非常に関係が深いと思いますので、今回この横林小学校の統廃合に対しまして同小学校の存続を求める陳情については、大変地元初め、市内の方から4,687名の陳情をいただいております。この辺について何か執行部から、思いについて何かお伝えしたいということがあればお聞きしたいと思います。

山本委員長 部長。

松本教育部長 特にありません。

山本委員長 東泉委員、よろしいですか。

東泉委員 はい、結構です。

山本委員長 ほかに質疑ございませんか。

人見委員。

人見委員 ただいま部長から説明があって、平成18年の8月から学区審議会という形の中で審議を十分されて、中間答申がなされ、最終答申がなされて、今年度になったということ。

内容的に大ざっぱに言うと、複式学級といふかな、学校、そういうのを中心とした審議会があったのかなというふうに感じるわけなんです、実質横林小学校関係等について、少しずつはいいながら児童数はふえているというのが現状だと思うんだよね。そういう中で小さい学校をなくすんじゃなくて、要ははっきり言えば、大きい学校から小さい学校に通学区の変更ということだから、逆行するような形なんだけれども、そういうことは研究されたのかどうなのか、この1点について。

山本委員長 部長。

松本教育部長 学区審議会に3年弱かけて審議をしていただいて答申をいただいたと。教育委員会としては当然それを重く受けとめて、やはりその答申は尊重するというふうに、まず基本はそういうふうな考え方であります。

なぜこういった統廃合とか、いわゆる学校をどうすべきかというものを考えたときには、やはりその子どもが、児童生徒ですね、これからの児童生徒も含めまして、に視点を当てて、教育をする上での適正な規模とはどういう形であろうと、数字的なものもあるでしょうし、いろいろなことがあると思うんですが、基本方針の中でやはりこれからの教育については、那須塩原市の教育については、こういった規模でやるべきではないかというものは既にホームページとか、広報で答申を出されて、ことしの3月広報ですかね、流れてますので、答申の内容については既にご承知だと思うんですが、いわゆるいかに適正な教育をやるためにはということで、その施設規模と申しますか、学校規模はどうあるべきかというふうなことで答申が出されています。そういうものを尊重しつつ、市教育委員会としての案をつくっていくということで現在進めていったと。

山本委員長 人見委員。

人見委員 ちょっとまだ1点、答えが出ていないんだけど、要するに、小規模校に大規模校からの逆行する、逆行するとは逆行する形なんだけれども、学区審議会の中でそうした大規模校からの小規模校に通わせるというような検討がなされたのかどうなのかということについて聞いたわけなんだけれども、そこら辺はどうだったのかな。

山本委員長 部長。

松本教育部長 審議の過程では、もう分厚い記録になりますけれども、そういったことも出てきたとは思いますが、我々はやはり最終的に答申されたもの、これをもとに進めていくという考えであります。

山本委員長 人見委員。

人見委員 答申は答申だけれども、要するに基本的に過去、黒磯合併前の中では要するに、農村部

に入学じゃなくて、もうそういう格好でもって黒磯地域の中に住んでいる人は寺子小学校でもいい、波立小学校でもええよというような形でもって児童生徒をふやしていこうという、そういう時期があったわけなんです。そういうのが実質、学区審議会の中で審議されたのかどうなのかということを知っているわけなんだけれども、その中で現実として教育委員会の中で基本的にこういうことをお願いしますよという、小規模校はなくせばいいんだというような、こういう極論はないとは思いますが、基本姿勢の中でこのことについてはこうしてほしいという趣旨というのはあったと思うんだけど、教育委員会としての考え方、そういうものは現実として、要するに那須塩原市内に住んでいる人は横林小学校に通ってもいいよ、そういう緩やかな方針でもいいんだよというものがあったのかどうなのかということを知っているわけなんだけれども、その点。

山本委員長 部長。

松本教育部長 要するに、計画をつくるには基本的な考え方、いわゆる基本方針ということ打ち立てなきゃならないですから、それをきちっとたっておりまして。その内容に余り触れたくはないんですけど、その要するに基本方針でこういう形であるべきだというふうなことで考えていますので、今の意見の考え方もあろうかと思いますが……。

〔「それが本当になかったか」と言う人あり〕

松本教育部長 ということじゃなくて、現実的には現在の寺子小はどこから行ってもいいですよというふうな形になっていきますけれども、それは今後においても区域外通学等の理由があれば、それは聞きますので、ただ、要するに基本方針にのっとった形でものを、ものをいうか、例えば学校

を、施設を決めるということ、考えるということになればその考え方に沿った形でのものをつくらなければならないですから、その形で今、進んでいるというふうなこと。

山本委員長 人見委員。

人見委員 意味わかんない感じなんだけれども、現実としてそこら辺のことも若干は検討はしたというふうに理解をするしかないのかな、これ。

山本委員長 部長。

松本教育部長 当然そういう考え方で議論はして、そういった考え方の議論もしております。でありますけれども、基本方針の中にこうあるべきだというふうな考え方を定めていますので、やはりそれに沿った形で計画を進めるということでありませう。

山本委員長 人見委員。

人見委員 後でまた、後ほどの時点で後でまた。

山本委員長 続いて、齋藤委員。

齋藤委員 今回、陳情第3号が上がってきた背景には、先ほどから部長のほうの説明にもありますように、18年の8月22日に教育委員会より諮問を受けて学区審議会ができて、平成20年の2月28日に中間答申が出てきたわけなんですよ。その中の協議内容を見て、この地域住民の方々、横林小学校に関係する方々から今回、以前にも中間答申を受けた時点で平成20年度に陳情書を1回受けていると、682名ですかね、の分の陳情を受けて協議をした。今回またこの陳情書が出てきたという背景には、当然この答申の内容の中で陳情者が、協議の中の疑問点やらという部分で出てきたんだろうというふうに思うんですね。

その中で現在の横林小学校の児童数と、ここ近年、さかのばれば平成3年ぐらいからちょっとその推移、数時的な推移をお示しいただきたいのが1つと、あと現在、また生徒になりますけれども、

この中間答申、答申書の中では同じ小学校の子どもたちが同じ中学校に通うというような文言が入っている中で、現在三島中学校へ通われている生徒の数をお聞かせ願いたいのと、あとその中間答申の中では横林小学校の生徒の中の北部地区に住んでいる居住地の中の生徒は関谷小学校へ、南部地区は三島小学校へという文言が、最終答申ではすべて関谷小学校と、こう変わってきたわけですね。その変わってきた背景に関しては、パブリックコメントをとった結果によって変わったと私は認識というか、そういう発表もあったものですから、その辺の結果、報告のこの3点をまず聞かせていただきたい。

山本委員長 部長。

松本教育部長 まず、平成3年のころからですか。齋藤委員 上がっている推移でわかればお願いします。

松本教育部長 直近の数字が載っているんですけども……。

齋藤委員 いいです。

松本教育部長 直近の数字というか、合併後の平成17年の横林小学校の児童数なんですけれども、平成17年が59名で、平成18年、19年、20年が62名で、今年度21年度は65名ということで、横ばいできて、ここへ来て3名ほどふえたというような、これは9月1日時点での調査ですけども、そういった状況であります。

それと、三島中学校に、昨年のあれは10名卒業のうち9名だったかな、平成19、20、21年度のデータでありますけれども、19年度が小学校卒業生が10名おりまして、三島中学に8名、区域外ですね。平成20年が11名卒業生がいまして7名が三島中で、今年度21年度が10名いまして9名が三島中と、そういう状況であります。

それと、中間答申については今、さっきの委員

からのお話のとおりでありまして、あのときの陳情はやはり中間答申では分かれる話になったんですけれども、それをひとつ分かれないうことでの陳情だったと思うんですけれども、結果的に最終答申は関谷小のほうにというふうなことになったわけですが、その辺の審議会でそういった陳情を受けて、そういうふうに変ったのかなというふうには思いますけれども、直接の真意はわかりません。

山本委員長 齋藤委員。

齋藤委員 今、三島小学校の児童数の推移を聞いたところ、17年度からの推移であったわけでありまして、今、本当に少子化の中で人数が減っている学校数が多い中で、今の数字を示しても、わずかではありますけれども、59名から62名、そして現在65名というふうになってきているわけですね。これ本当にひもといってみると、平成元年あたりが27名あたりだったんだというふうに思うんですよ。それから、こう本当にこの数年で65名に達してきているという、もう倍以上ですよ。3倍近く児童数がふえてきているという、こういう現状が1つありますよね。

また、わかればなんですけど、以前に、平成9年にこういう状況が生まれてきている背景の中で、民有地を購入して校庭を広げていますよね、それが1点と、合併直前に私も以前、塩原町の議会議員でありましたので、その16年度にさらに民有地を購入して校舎の増築と駐車場整備をしているわけなんですけど、その辺の金額を皆さんもちょっと参考としておわかりになればちょっとお聞かせをいただきたいと、持っていませんか。

山本委員長 部長。

松本教育部長 ちょっと手持ちございませんので。

山本委員長 齋藤委員。

齋藤委員 それをじゃ、後ほどまた参考としてお

示しをいただければというふうに思います。

山本委員長 その点は後ほどということで。

菊地委員。

菊地委員 まず、地区の説明会を来年の1月と2月に行うというような、大体時期的にですね、大体どのぐらい行うつもりでいるのかということ、まず初めにお尋ねをしておきたい。

山本委員長 部長、よろしいですか。

松本教育部長 この陳情の関係でですか。

菊地委員 そうです。

松本教育部長 この地域に関しましては……、この地区に関しては4カ所。

山本委員長 横林小学校区では4カ所行う予定だということですか。

松本教育部長 はい。

菊地委員 4カ所、4回とかということではなくて4カ所で1回ずつ行くと。

松本教育部長 そうです。

菊地委員 そういうことですね。はい、じゃ、もうそれで最後にします。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 すみません。陳情を見ますと、陳情の理由の中で1番に、この学校そのものがコミュニティの中心的な役割を果たしていると。また、2番目として今、齋藤委員からお話しありましたけれども、児童数がわずかではありますけれども、毎年ふえていると、また民有地を購入して学校敷地を拡張しているんだと、校舎の増築とか駐車場も行っていると。3番目に、この中間答申に対するパブリックコメントのことが出ていますね。その中で要するに、最後のほうに書いてあるんですけども、パブリックコメントというのは地域住民の意見を参考にするものではなく、ただの制度上のポーズにすぎなかったのかなというようなお話もあるわけございまして、こういう中におい

て今回この関谷小に統合するというようなことで、関谷小そのものは3校の児童を受け入れるのにはスペース的に困難な状況であるというふうな文面もあるわけなんですけれども、この点についてちょっと陳情の内容についてお尋ねをしておきたいと思います。

山本委員長 部長。

松本教育部長 これは陳情がそういう内容になっているということでありまして、これに対して私のほうで、この陳情の内容に対してこうだというのは、ここでは差し控えたいと思います。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 ことしの9月に、この中間答申に対する陳情が出ておりまして、9月議会で不採択にした経緯があるわけでございます。その中で、9月でしたよね。

〔「去年」「ことしの3月」と言う人あり〕

菊地委員 ことしの3月でしたっけ。

松本教育部長 そうですね。

山本委員長 改選前。

菊地委員 改選前でしたっけ、これ。

山本委員長 はい。

菊地委員 3月にですね。

山本委員長 はい。

菊地委員 そのときに不採択にした理由の中に、要するに地域の住民の方への説明と理解を得る努力が非常に大事であるという委員長の発言があったわけですね、説明があったわけでございまして、そういう中において賛成と、それから、反対討論もございましたけれども、その要するに反対の討論の中にもやはり保護者や地域住民の声をよく聞いて、そして丁寧な説明をして理解を得て慎重に策定をしてくださいという文言があるわけでございます。そういう中において、この地域住民

の方々への十分な説明が、果たしてこれからのその決定の中でなされるのかどうかということをお尋ねしておきたいと思います。

山本委員長 部長。

松本教育部長 先ほど来申し上げていますが、現在、市としての計画は策定中ということですが、計画を実施するに当たっては理解を求める努力というのは当然必要だと思いますので、この陳情に対して私どうこうということじゃなくて、これから立てていく計画を確定するには、当然そういった努力の説明責任はあるというふうに思っています。

山本委員長 よろしいですか。

東泉議員。

東泉委員 私は地元に住んでいるものですから、今再度、齋藤委員、また、菊地委員から言われた話は大体この陳情書に載っているということで大体それなりに承知をしているところでありますが、横林小学校と同規模の大体学校というと波立小学校かなという感じがするんですけども、横林小学校は非常に今、齋藤委員からもありましたように、一番少ないときは27名、それが年を追うごとにどんどんふえてきまして今65名と、また非常に地域条件からいってもいろいろなふえる要素というか、若い方も学校があるということでこちらへ移住されてきているという方が、旧村と新興住宅比べると、もう全く問題じゃない、そういう比較になるわけですね。

そういったことからすると65名、これはたしか波立小学校は80名前後かと思いますが、正確な数ちょっとわからないんですけども、その辺の審議会において、どう方向性が違うと思うんですね。その辺はどういう方向で審議をされたのか、どう比較して、横林小学校はこちらに行くんだと、波立小はこちらの方向へ行くんだと、その

辺ちょっと部長、ちょっとわかりやすい、できるだけちょっとお話をしていただければ。

山本委員長 部長。

松本教育部長 先ほども申し上げましたけれども、まだ市としての素案ということから始まりますけれども、それは示してはおりません。その素案に対しての考え方ということであれば、それに答えるということとはわかりませんが、それは示してはおりませんので、それに対しての回答はできません。

山本委員長 東泉委員。

東泉委員 恐らくそうだろうと思います。それ以上のお話は聞くことはちょっと難しいんだと思うんですけども、部長個人としては、これに対しては何か、何かないと思いますけれども、その旨話したらそんなね。

〔「個人的なことは」と言う人あり〕

山本委員長 東泉委員、これは質疑ではございませんので、この後、意見をお伺いする時間にいたしますので。

〔「今、質疑だから」と言う人あり〕

東泉委員 質疑だから、失礼しました。申しわけありません。結構です。すみません。

山本委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 それでは、まず2点お伺いしたいんですけども、大規模とか小規模とかということの規模があると思うんですけども、市として考える適正な規模の基準があればお示しいただきたいということと、もう1点は、これはちょっと確認になるんですが、学区審議会のメンバー構成、人数、そして、その中に当該地区のメンバーは含まれていたのかどうかちょっとお示しください。

山本委員長 部長。

松本教育部長 まず、第1点目の規模の基準とい

うことでありますけれども、これにつきましてもまだ示してはおりませんので、それに対しても答えることはできません。

それと、審議会のメンバーですけれども、学識経験者5名と、それぞれの学校代表ということで35名、35校ですから、各校から1名出てきていただいております。関係地域に居住する方ということで35名の40名で審議しました。

特に学識経験者につきましては5名ありますけれども、会長が宇都宮共和大学の教授ということで、途中、平成18年8月25日、先ほど来出ている話ですけれども、から20年の2月29日まで、都合でそこでやめました。後任が同じく宇都宮共和大学教授の、最初が須藤稔さん、現在栃木県の教育長です。やめまして20年4月1日から21年3月31日ですけれども、入江宏さんが、ただいま申し上げました宇都宮共和大学の教授、かつては宇大の名誉教授であります、の方が会長ということで、副会長が学校のほうで中学校長代表ということで荒井親寛さんです。それと、議会代表で植木議長、当時ですね。そのほか小学校代表と市の元PTA連絡協議会の代表ということで、今、申し上げました学識経験者5名と、あとはそれぞれの学校から1名ということで40名になります。

山本委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 ということは、当該地区から1名入っているという認識でいいわけですね。

山本委員長 部長。

松本教育部長 はい。ただいま申し上げましたように35名、関係地域から居住する方ということで35名、小学校25、中学校10校の35ですから、各小中学校から1名は出ていただいたということであります。

山本委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、続きまして、委員の皆さん様からご意見をいただきたいと思います。

何かご自分のご意見がございましたら、ここで表明していただきたいと思います。

菊地委員。

菊地委員 この陳情については、もう年度内に決定をするという部長の説明があったわけございまして、1月、2月にその関係の地区の説明をやるんだというお話を聞いたわけございまして、先ほどもちょっと質疑の中でも言いましたけれども、かつて3月の議会のときには、やはり反対討論の中でも地元住民の方々の意見をよく聞いて、そして丁寧に説明をしていただいて、そして納得のできるような判断をしていただきたいという、そういう討論があったわけございまして、本日もたくさんの方が見えておるわけございまして、そういう中において、この陳情というものはなくなる学校においては非常に重大なことだと思いますし、できたら学校をそのまま存続させていただきたいという思いは、もう本当に地域住民の方は多々あると思います。

しかし、そういう中においてやはり答申というものを最大限尊重するという立場からいたしますと、非常に難しい問題だなということは思いますけれども、本当に地元住民の方々に十分説明をし、納得していただけるような、そういう施策をもって私は推し進めていっていただきたいなということを切にお願いをしておきます。

山本委員長 ほかにご意見ございますか。

齋藤委員。

齋藤委員 意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

この陳情第3号に関して、中間答申、そして最終答申、そして今まさに策定委員会が十数回行われていて、いよいよ我々にも、この年度内に適正配置計画の素案が示されるんだらうというふうに思っている中で、この陳情書が出てきたわけであります。

この陳情の内容を見させていただいて、当然この学校がひとつ統合されるという気持ちの中、今までの背景の中では当然この同校が地域のコミュニティの中心的、こういう存在で学校はあるということで、そういう中で何十年も続いてきた学校がひとつそういう課題に上がっている。

私が先ほど質疑をさせていただいた中で、本当に平成元年の27名から一度も落ちることなく、今この少子化時代が叫ばれている中で、この21年間推移して上がっているんですね。並行してという年度も確かにありますけれども、増加傾向にあるという、こういう学校というのは今、珍しいんじゃないかなというふうに、統廃合の対象になっている学校ではすごく珍しいんだらうというふうに思うわけなんですね。

また、この地域がなぜこういうふうに以前と全く変わった傾向が出てきたというのは、そういう移住者が住みやすいそういう土地柄がそこに、横林地区にあるという観点から、やはりこのただ単なるこういう若い方、教育現場に携われる子どもをお持ちの方が移住してきているということではなくて、そこにやはり横林小学校という教育現場があるというのも一つの要因になっているんじゃないかなというふうに十分思うわけなんですね。

たまたま同校が廃校、あるいは関谷小学校統合、廃校ということになりますと、当然発生するのはスクールバス等の通学になるわけですね。今、先ほど数字を聞いたんですが、現在の数字を当てはめても65名の児童が蕨根中学校に通うような事態

が当然行われるわけですね。中間答申の中で同じ小学校に通う者は同じ中学校ということですから、イコールして生徒も蕨根中学校へ通うというようなことになるんだろうというふうに思うんですね。そうすると、現時点の数字を当てはめても65名の児童が関谷小学校にスクールバスに乗る。そのスクールバスの乗る人数が大型バス1台では足りないということですよ。

また、先ほど生徒数の数を聞いても、19年度に当然6学年で六十数名ですから、中学生も10名ずついるんだろうなというのは、ある程度の想定がついたところ、お聞きしたところ、10名の20年度の11名、21年度の10名、来年が10名ということで、まさにこの数字が30人をプラスされるような事態が起こるわけですよ。そうすると、90人から100人の移動がスクールバスで行うような、そういう地域が果たして廃校・統合の対象地域になるのかというのが、まず2点目です。

もう1点は、先ほど質疑したように、この横林小学校に関しては平成9年に民有地を購入して、校庭も児童数から広げた。そしてまた合併以前、5年前ですよ、16年に民地増築、駐車場等を莫大な予算をかけて増築しているという経緯があるわけなんですよ。そういうことから見ても、やはり私はこの陳情第3号に賛成をしたいというような意見を述べさせていただきます。

山本委員長 ほかに。

東泉委員。

東泉委員 今のそれぞれ委員からのお話がありました。私は地元に住んでいるということで、特に今回、この4,687名のその陳情があって署名ですね。これは非常に地元住民初め、市内の多くの方々のやはり横林小学校を残してほしいと、そういう深い深い思いがあっての署名をいただいたと、このように思っているわけです。

今回のこの陳情の統廃合の理由としては、まずこの齋藤委員からもお話がございましたが、やはり地域の学校中心にコミュニティの中心的な今日まで役割を果たしてきたということで、さらに大事なことはやはり平成3年度以降、児童数は本当に少なくて27名だったが、現在は65名である。まだまだこれからふえる可能性、地域的な条件からいっても持っているということでもあります。

また、いろいろその中でも中間答申と最終答申とのその行方が異なってしまったということで、いろいろとまた不安も持っているものだと、そのように私は思っております。

また現在、地区の住民が移住者がふえているというのは、非常にやはり学校が、横林小学校が周辺というか、学校が近いということ、これからはやはり今グラウンドも以前の2倍以上になったと、またさらに多目的そういう教室等、駐車場等もどんどん広げてきたということは、私は以前からあの横林小学校というのは、今日のこの横林小学校というのは、これからずっとやはり児童数もふえて発展をしていくんだという、そういうもに私は県も当時の町もそういう考えのもとに私は多くの金をかけてやってきたんだと思うんですね。ですから、ここへ来てまた大きく変更するというのは、その考えの中にちょっと何か納得しづらい点も恐らく地域住民の中にはあるのかなと、こんな思いも私はするわけなんですよ。ですから、そういったあれでは、今回市内全域から4,687名の署名をいただいた地域住民とともに、この横林小学校に対する熱い思いのあらわれであると、そのように私は思っています。その思いは、私は横林小学校を卒業した1人として、地域住民の思いと全く同じ思いであるということ私の思いとして、意見として話をさせていただきました。

以上です。

山本委員長 ほかにご意見ございませんか。

人見委員。

人見委員 今、3人の方からいろいろ話がございました。実質統廃合問題等については、非常にそれぞれの地域の中でいろいろな問題を抱えている。特に横林小学校関係等については、児童生徒数が横ばいながら若干ずつふえているということを考えると、非常に中間答申、最終答申が残念だなというのは私の本音です。我々の地域、特に高林地区を考えると、今4校ある小学校が1校になってしまうということを考えると、やはりできればそうしたことはなくしてほしいというのが一つの願いであります。そういう中で、4,000人以上の横林小学校結社の方々の努力のもとに署名が、4,000人以上の署名を集めたということ、これはやはり今までの歴史を積み重ねた結果の結晶だろうというふうに思います。そういう中で、策定委員会の最終結論というのは年度末になってしまうということを考えると、非常にどうなのかという非常に疑心暗鬼の感じを持つわけでございますけれども、実質中間答申、最終答申が廃校という形になるということ、非常に問題、先送りのような状態になるかもしれませんけれども、はっきり言って、存続してほしいというのが私の考えです。

これから策定委員会の最終の結論という中においては、地元住民の十分なる意見を聞き入れ、そして強い要望等も多分出てくるだろうと思います。そういう中でできる限り教育委員会の方針じゃなく、多少なりとも譲歩するような考えのもとに事を進めてほしいということが私の結論です。そういう中で、策定委員会の最終決定事項を待たなくては、この陳情等については結論が出せないなということを考えると、継続審議という格好でもって今後持っていく必要があるんじゃないのかなというふうに私は思います。

以上です。

山本委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 私も人見委員と全く同意見ではありませんけれども、やはり今回の陳情を審査するに当たって、目線をこの横林小学校だけに落としてしまうのではなくて、那須塩原市全体の教育行政のあり方を、そういう広い視野で見きわめていかなければいけないと思っております。それこそまた、合併した効果を高めるということにも結びついてくるものだと考えております。

そして、今回は学区審議会の最終答申に対しての陳情でありますので、それに対して我々がどうこういうよりも、人見委員もおっしゃったように策定委員会で最終的に出される実施計画またはその素案を見きわめた中で、改めて審査するべきではないのかと考えますので、今回は継続にすることが適正かなと考えております。

山本委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

眞壁委員。

眞壁委員 スケジュールを考えたときに、2カ月で説明するというのは私は不可能だと考えております。やはり住民の説明、そして納得させるということが、まず私は大事なんだろうと思います。その期間しかないんで、今回もこの陳情に関しては廃止を取り消してくれというような考え方になっているんですが、やはりほかの地域も同じような地域があります。やはりそちらをしっかりと見て、那須塩原市の素案がやはり出てきて、しっかりその後やはり説明してという形が私は必要だと思いますので、今回はこの案のものについては継続という形で、私は以上です。

山本委員長 それでは、松田委員は何かご意見ございますか、ないですか。

それでは、委員の皆様からご意見をお伺いいた

しました。

これで意見のほうは終了いたします。

次に、討論を許します。

東泉委員。

東泉委員 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し同小学校の存続を求める陳情について賛成の立場で討論いたします。

今回の陳情の趣旨につきましては、平成21年2月に示された那須塩原市小中学校通学区審議会における最終答申の中的那須塩原市立横林小学校を那須塩原市立関谷小学校へ統合するとの答申に反対、横林小学校の存続を強く求めている陳情でございます。

横林小学校は、平成2年度以前までは児童数が減少傾向にありましたが、平成3年度を境に増加傾向に転じ、以来19年間連続して児童数は毎年前年を上回っております。増加の要因としては、西那須野地区に北西部、三島、赤田各地区の住宅数の増加により、その人口の流れが隣接する接骨木地区及び横林地区に及び、新興住宅がふえ始めてきたことが考えられます。那須塩原市合併以前の塩原町時代には児童数増加のため、平成10年に隣接の民有地を購入して校庭を拡張し、平成16年には再び隣接の民有地を購入して学校敷地を拡張し、別棟校舎の増築と駐車場を整備して、億単位の予算をかけて教育環境の整備を図ってまいりました。今後も児童数の増加が見込まれ、またここ数年、多額の予算をかけ設備を行ってきた学校をほかへ統合し、廃校とするさきの学区審議会の答申には理解しがたいものがあります。

なお、今回の陳情に当たり、地元住民を初め、市民4,687名の署名をいただいた熱い思いを大変重く受けとめているところであります。その思いは、私も横林小学校の卒業生の1人として、地域住民の思いと全く同じ思いであります。

以上のことから、陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し同小学校の存続を求める陳情について賛成するものであります。

以上です。

山本委員長 ほかに討論ございますでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し同小学校の存続を求める陳情に対して賛成をする立場で討論させていただきます。

先ほど質疑、あるいは意見等の中でも話をさせていただきましたが、この今回の統廃合の学区審議の計画の中では相当数の学校が対象になっております。しかしながら、先ほど数字で示されているようにも、この同校に関しましては平成元年を皮切りにずっと児童数が推移して増加しているという観点、あるいはこの小学校区を皮切りにやはり居住者がふえているというのは、先ほど申したようにこの横林小学校があるためにそういう要因も引いているのではないかなというものが1つ。

また、統廃合された、もし予想されたときに先ほども申したように、スクールバスの関係も本当に想像つかない光景が生まれてくる。廃校された学校が100人も、あるいはこれからこの推移でいって、まださらに児童数がふえる可能性が満たしたときには、本当に大型3台とか、そういうことで移動するような地域の廃校であっていいのかという部分が1つ。

そして、先ほども申しているように、この学校に関しましては、そういう計画のもとに9年に民有地を買い、16年に校舎増築、新築をしている。そういうことがある関係上ではあるんですが、ただ、先ほどから委員からも意見が出ているように、この中間答申、最終答申、そして今、庁内の策定委員会の中で今度我々にいよいよ適正配置計画素

案が示されるわけでありましてけれども、その中で私たち議員の立場としては、当然諮問機関でこの教育委員会からの諮問を受けた学区審議会の市民の方々の審議会でありますので、その現時点で我々議会として判断するのはいかなるものかなというふうに思うわけなんです。

この陳情の趣旨の中に、那須塩原市立横林小学校を那須塩原市立関谷小学校へ統合するとの答申に対して反対という文言がうたわれているわけでありましてけれども、そういう観点からすると、議会議員としてはやはり最終の策定委員会の結果も踏まえた結果を出したいというふうに個人的には思うわけでありましてけれども、純粹に市民の方々はこういう情報源のところで訴えをしたいというようなものを踏まえて、この純粹に横林小学校を存続させていただきたいという趣旨を酌んで、私は賛成討論とさせていただきます。

以上です。

山本委員長 ほかに討論がございますでしょうか。

菊地委員。

菊地委員 初めに、この陳情については継続ということをお願いしたいと思っております。

この今回出されました陳情につきましては、横林地区の3地区の皆さん方の思いというものは、この陳情を見まして十分理解はできるところでございますし、また過日、中間答申に対しても反対というような陳情もあったわけでございます。

そういう中おきまして、今るる皆さん方のご意見を聞いておりますと、横林3地区の皆さん方の心情はもう十二分に、また、それらを理解していただくための説明会というものも今後開かれるであろうというふうに思っておるわけでございます。そういう中おきまして、教育委員会といたしましても、十二分にこれらのことを今、審議している最中でございます。我々議員といたしまし

ては、やはりこの答申というものは非常に尊重しなければならぬという立場にあるものです。しかしながら、地元住民の方々の思いというものも十分に尊重しなければいけないというふうに私は思っております。

そういう中おきまして、やはり年度内に素案ができるというようなことでございます。十二分にそれらの素案を作成するに当たっては、今、言ったような事柄を十二分に説明し合い、また検討し合って、そういう素案を出してくるものと私は信じております。やはりそういう動向を見ることが必要であるというような立場から、私は今回はこの陳情については継続といたしたいというふうに思っております。

山本委員長 ほかに討論がございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、討論はないようですので、ここで採決に移ります。

まず最初にお諮りいたします。

陳情第3号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し同小学校の存続を求める陳情を継続審査とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

山本委員長 ありがとうございます。

挙手多数と認めます。

陳情第3号は継続審査とすべきものと決しました。

〔その他〕

山本委員長 それでは、次第にはございませんが、教育総務課からその他ということで何かございますでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

山本委員長 よろしいですか。

委員の皆様ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、教育総務課の審査をこれで終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

ここで執行部の交代のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時43分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 まず、学校教育課の審査を行います。早速議案審査に入ります。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

稲澤参事兼学校教育課長（議案第73号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、ご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見がないということですので、これで質疑、ご意見等を終了いたします。

討論を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないということですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第73号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

〔その他〕

山本委員長 それでは、次第にはございませんが、学校教育課から、その他何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様何か、お尋ねになりたいことはありますか。

齋藤委員。

齋藤委員 大きなその他で聞こうと思ったんですが、学校教育課の中でと思って、ご存じのとおりインフルエンザの猛威を振るっている中で、学校閉鎖あるいは学級閉鎖等が、今毎日のようにうちの市内に35校の中で、そういう事態に陥っているわけですね。その中で当然期間的に行われている以上、この教育の時間確保という部分に関しては、那須塩原市ではどのような現状になっているのか、ちょっとお聞かせを願えればと思います。

山本委員長 課長。

稲澤参事兼学校教育課長 委員さん、ご指摘のとおり授業数が足りないと。実は35校中、まだかかってないのは3校です。それ以外の学校はすべて学級閉鎖なり、学年閉鎖なりしました。同一学年で、同一クラスで学級閉鎖をしたクラスも実は7校、2回やっちゃった、前から、出している、同じクラスで。えらいことになっております。これで、授業数確保ということは非常に大事なんです

が、特にやっていることは、5校時を6校時にして、今現在進めています。それと学校行事を今までやっていたのを減らすというんじゃないですけども、授業に回すということ。それと、土曜日に授業を行うという学校が1校あります。あと冬休みを1日減らすと、であるところが1校ございます。いろいろ学校というのはばらばらなものですから、いろいろなやり方で進めていると。こっちはやはり授業時数ということで確保をお願いしたいということをお願いはしてあります。

山本委員長 齋藤委員。

齋藤委員 今聞いたのは、県の教育委員会の指導の中でも、やはり授業確保が栃木県内で難しい学校が出てきているという中では、土日を利用してもいいですよというような方針が出ているような情報を聞いたもんですから、うちの現状を聞いたわけです。じゃ、もう1校、既にというよりも、その授業で充てるという学校があるわけですね。

ちなみにどこなんですか。

稲澤参事兼学校教育課長 塩原中学校なんですけども。

山本委員長 ほかにございますか。

菊地委員。

菊地委員 実はこの間、11月23日のNHKのニュース、夕方なんですけども、6時からのを見ていましたら、沖縄県のうるま市で中学2年生の暴行死があったんだと。中学生8人が逮捕と補導された。これは保護者が学校へ友人関係で悩んでいるということ連絡しておいたにもかかわらず、教育委員会に連絡せずにいたもんだから、こういう事件が起きたんだというようなことがあったんですけども、こういうことで非常に難しいと思うんですけども、この教育委員会に連絡をしなかったから、こういう結果になってしまったというようなニュースだったんですけども、こうい

うことは本市においてははないと思うんですけども、こういうときの対応というのは何もかも教育委員会というのはいかがなものかと思うんですけども、いかがでしょうか。

山本委員長 部長。

松本教育部長 沖縄のうるま市のようなことは聞いておりませんが、毎日ではありませんけれども、やはり児童生徒、1万700人からいまして、やはり暴行に限らず、事件、事故、交通事故も含めてですね、あります。それらについては各学校から教育長のほうに報告がされまして、教育長は毎月定例的に教育委員会を開催していますけれども、その中で逐一報告をしているということで。いずれにいたしましても、事件、事故は残念ながらなかなか防げないというか、発生しているという状況です。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで学校教育課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました

執行部の交代ため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、生涯学習課の審査を行い

ます。

早速、議案審査に移ります。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。執行部の説明を求めます。

課長。

石井生涯学習課長 (議案第73号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました、質疑、ご意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等はないということで、これで終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、議案第73号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

〔その他〕

山本委員長 それでは、次第にはございませんが、生涯学習課からその他ということで、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆様、生涯学習課に……。

菊地委員。

菊地委員 いつも毎回言っておりますけれども、西那須野産業文化祭、実はこの教育委員会点検・評価報告書を見ますと、ここに事務担当課を再検討する必要があるというようなことが書いてあり

ます。これらの点についてお考えをお尋ねしておきます。

山本委員長 課長。

石井生涯学習課長 そこに記載してあるとおり、全庁的に協議をすべき問題だと思います。ただ、その音頭取りが何か私どものほうで提案するものおこがましいのかなと。普通考えれば、市全体の調整すべき企画部門とか、そちらのほうでそういう場面があれば、そういう場面で協議すべきかなというふうには思います。そうは言うものの、教育委員会サイドで、そういう意見もありますので、年度が変わりましたらば、もう一つのお祭りの巻き狩りまつりの担当部局のほうに、私どものほうから声をかけて、どうするかということで声をかけようかなというのは思っています。

以上です。

山本委員長 菊地委員。

菊地委員 今、課長のおっしゃることは、よくわかりました。どちらかという企画かなというふうに思うんですけども、その点、十分にわかりました。

山本委員長 ほかにございますか。

人見委員。

人見委員 さっき課長のほうから説明があった、今回、稲村公民館の敷地を買うということで、公民館の建設関係はいつごろの予定なのか。1点だけ。

山本委員長 課長。

石井生涯学習課長 これは、今のところ企画が土地を購入するということで進めていまして、それこそ企画のほうでイニシアチブをとって、公民館と保育園を同じ敷地に計画が立っていまして、その辺の素案はできていますけれども、順序とかあるいは土地の区割りというんですか、それは具体的にはこれからの予定ですけども、漠然と後期

振興計画の中に入れて、それで具体的に目地を詰めていくことになるかと思えます。

山本委員長 部長。

松本教育部長 担当課長が今お話ししたとおりですけれども、今までも議会の中で質問がありまして、24年度から後期計画がスタートするわけですけれども、その後期計画の中でということで、どこということはまだ決めていませんけれども、後期計画にのせていくということで考えています。

山本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで生涯学習課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

執行部の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時03分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 スポーツ振興課の審査を行います。

それでは、スポーツ振興課、早速議案審査に入ります。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部に説明を求めます。

課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 （議案第73号について

説明。）

山本委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、ご意見等ございますでしょうか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 それでは、スポーツ振興事業の報奨金のところなんですけれども、今回15万円ずつ足りないということなんですけれども、これ具体的にどこに対して、何が足りないのか。

山本委員長 課長。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 具体的にとは申し上げられないんですが、あくまでも前年度との実績との比較で、このくらい足りなくなるかなということで、想像されるのは、これから冬の時期です。スキー大会とか、あとは陸上関係であくまでも前年度の対比ということですので、具体的にどこというのは申し上げられません。

岡本副委員長 単価を言っていただければ。

鮎ヶ瀬スポーツ振興課長 全国大会が申請があれば1人1万ということで15人、関東大会は1人5,000円と、それで、30人くらい申請があるかなということで、それぞれ15万、15万で30万という計上です。

山本委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 この件じゃないんですけれども、この報奨金のあり方なんですけれども、これ前から出ているように、市内にある県立高校に対して駅伝大会出でるたびに100万、100万、100万ということで、8連覇だか9連覇なんて言っていることは、9回それで出しているということですよ。もうずっと連続して、毎年出しているわけなんです。県立高校に対して出しているわけですね。だったら栃木県からもらえばいいんじゃないのかという、市民の感情としてはやはりそういうふうになってしまうわけですね。何で市で出さなきゃ

ならないのか。だったら市内の小中学校、中学校が全国大会に行きました、やはり先ほども出てきましたけれども、三島中学校が駅伝で全国へ行くといった中で、だったら同じ扱いにはならないのかなと。

確かに報奨金なり、諸経費ですね、交通費等は支給されているのは、みんな承知はしている部分なんですけれども、やはり差別があるのは納得いかないというものがありますので、ぜひここは全体的な見直しといいますか、そういったものも必要な時期に来ているのかなと、今思っていますけれども。

山本委員長 部長。

松本教育部長 県立高校、今回拓陽高校がアベックで駅伝大会、12月20日に京都で行われます。これは今回ですけれども。女子にあっては9連覇、連続9回出場ということであります。ということで、過去からのお話ですけれども、合併前からやはり地元にある高等学校がそういう全国大会に出場するというので、もちろん激励の意も込めますけれども、やはり我が町、我が市というところからのということから、これは政治的判断ということになりますけれども、議員の皆さんの了解をいただきながら、旧西那須野町時代の拓陽高校については、旧西那須野町時代からそれぞれ100万というふうな考え方で出してきました、それが合併後も踏襲されているということだと思います。

反面中学生についてはということでもありますけれども、これは学校教育課所管であります。補助金という形でスポーツ補助金ですね、先ほど中学生について800万円の増額の補正も説明がありましたけれども、あの中で、今具体的に言いますと、旅費については市の職員の旅費規程に基づいてはじいた額ですね。それで旅費満額出します。それと宿泊費については1泊8,000円ということ

で、これはこの日も泊まりたい、あの日も泊まりたいというんじゃないで、この大会はこことここが、ここまでの期間ですよというふうな、もちろんそういう限定をします。その限定についてはさらに例えばソフトボールですと、人数はもちろん限られます。ソフトボールは20名ということで、そういったことで、一応全員ではないんですけども、補助金という形で支援はしているという状況であります。

山本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、これで質疑、ご意見等を終了いたします。

討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで討論を終了いたします。

採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、議案第73号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

〔その他〕

山本委員長 それでは、次第にはございませんが、スポーツ振興課から、特に何かその他でございませうでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 委員の皆さん、スポーツ振興課について、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これでスポーツ振興課の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時14分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

その他

山本委員長 それでは、教育部のほうから学校適正化について、ご報告をよろしく願いいたします。

松本教育部長 （学校適正化について報告。）

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、きょうは報告ということで、特に質疑などは受け付けないことにいたしますが、最終の全協ではまた、今度は委員の皆様の説明いたします。きょうのことは心の中でということで、お含みいただければ大変ありがたいと思います。

先ほどの審議も横林小学校があったばかりでございますし、きょうのことは心の中にとめていただきまして、18日まで1週間、そういうことでしていただきたいというふうに思います。

それでは、これでよろしいでしょうか。

課長。

松本教育総務課長 先ほどの齋藤委員さんのほうからの質問があった件ですが、時間の中でちょっと調べたのを報告させていただきます。

横林小学校の平成9年度会計の決算関係から、どのような拡張用地とかのほうですけれども、平成9年分については、拡張用地6,000㎡を民有地から購入したということで、5,289万1,000円、そ

れから、小学校校庭拡張工事ということで、購入した土地に対して校庭の舗装をかけています。それからフェンスを設置しております。防球ネットを60mめぐらせております。バックネット一式ということで、校庭舗装が5,700㎡ほどということで……

〔「舗装といますか。おかしいよね」と言う人あり〕

松本教育総務課長 校庭舗装ということになっているんですけども、舗装はしないので、4,047万8,000円です。それからもう一つ、塩原小学校の体育館倉庫の建築工事ですね、69.56㎡、倉庫を1棟建築してまして、660万1,000円ということで決算になっています。

それから平成16年度ですが、合併前の年ですが、平成16年度には横林小学校校舎整備用地購入費ということで、2,797万2,385円です。それから体育館の用地購入費、これ大きさが載っていないんですが、いずれも、1,234万7,920円を決算しております。

〔「体育館、これ何だ」と言う人あり〕

松本教育総務課長 横林小体育館用地を民地から買ったんじゃないでしょうか。

〔「体育館って、いつあったんだ」と言う人あり〕

松本教育総務課長 これ平成16年ですけれども。

〔「体育館の用地をしたんだ、やはり」と言う人あり〕

岡本副委員長 上物はないんですね。合併しちゃったから。

〔「借地だったんじゃないですか。それを建てかえるために、この機会にということで買ったんだね」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで教育委員会教育部
の常任委員会審査をすべて終了いたしました。

大変お疲れさまでございました。

閉会の宣告

山本委員長 それでは、今定例会における委員会
議事日程は、これですべて終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、こちらで作成し議長
に提出いたしますので、ご一任くださいますよう
にお願いいたします。

また、福祉教育常任委員会の行政視察報告も同
様といたしたいので、ご了承ください。

討論の通告の締め切りは15日の午後5時となっ
ておりますので、お忘れないようによろしく願
いいたします。

それでは、これをもちまして、福祉教育常任委
員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 3時50分